

2021年7月17日

検査実施料に関するお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、「保医発 0630 第 3 号」また「保医発 0531 第 3 号」の別添 1 の一部訂正（事務連絡 令和 3 年 6 月 7 日）により下記の検査項目の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

敬白

記

【新たに保険収載された検査項目】（令和 3 年 7 月 1 日より適用）

項目名	保険点数	区分 (判断料)	備考
sFlt-1/PIGF比	340点	「D008」内分泌学的検査 (生化学的検査(Ⅱ))	下記参照

ア 血清を検体とし、ECLIA 法により可溶性 fms 様チロシンキナーゼ 1 (sFlt-1) 及び胎盤増殖因子 (PIGF) を測定し、sFlt-1/PIGF 比を算出した場合は、本区分の「31」副甲状腺ホルモン (PTH) の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定する。

イ 本検査は、妊娠 18 週から 36 週未満の妊娠高血圧腎症が疑われる妊婦であって、以下のリスク因子のうちいずれか 1 つを有するものに対して実施した場合に、原則として一連の妊娠につき 1 回に限り算定できる。なお、リスク因子を 2 つ以上有する場合は、原則として当該点数は算定できない。

(イ) 収縮期血圧が 130mmHg 以上又は拡張期血圧 80mmHg 以上

(ロ) 蛋白尿

(ハ) 妊娠高血圧腎症を疑う臨床症状又は検査所見

(ニ) 子宮内胎児発育遅延

(ホ) 子宮内胎児発育遅延を疑う検査所見

ウ 本検査を算定する場合は、イのリスク因子のいずれに該当するかを診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。また、イの(ハ)又は(ホ)に該当する場合は、その医学的根拠を併せて記載すること。なお、医学的な必要性から、リスク因子を 2 つ以上有する妊婦において算定する場合、又は一連の妊娠につき 2 回以上算定する場合は、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

エ 本検査の実施に際し、本区分の「31」副甲状腺ホルモン (PTH) の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定する場合は、本区分の「注」に定める規定は適用しない。

●弊社受託準備中です。

尚、詳細につきましては、営業担当者またはインフォメーションまでお問い合わせ下さい。

【新たに保険収載された検査項目】（令和3年7月1日より適用）

項目名	保険点数	区分 (判断料)	備考
赤痢アメーバ抗原定性	223点	「D012」感染症免疫学的検査 (免疫学的検査)	下記 参照

腸管アメーバ症の症状を呈する患者に対して、アメーバ赤痢の診断を目的として、酵素免疫測定法(定性)により糞便中の赤痢アメーバ抗原を測定した場合は、本区分の「42」赤痢アメーバ抗体半定量の所定点数を準用して算定する。

●弊社受託検討中です。

【新たに保険収載された検査項目】（令和3年6月1日より適用）

項目名	保険点数	区分 (判断料)	備考
FGFR2融合遺伝子検査	5000点	「D004-2」悪性腫瘍組織検査の 「1」悪性腫瘍遺伝子検査 (遺伝子関連・染色体検査)	下記 参照

「1」の「ロ」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合に算定できる。なお、～(略)

- ア 肺癌における BRAF 遺伝子検査
- イ 悪性黒色腫における BRAF 遺伝子検査(リアルタイム PCR 法)
- ウ 固形癌における NTRK 融合遺伝子検査
- エ 胆道癌における FGFR2 融合遺伝子検査

※下線の検査が追加されました。

●弊社受託未定です。

以上